

大飯原発3・4号機及び高浜原発3・4号機運転差止仮処分

申立人声明

司法よ！ おまえもか・・・と言わざるを得ない「決定」に対し、強い憤りを覚えました。

しかしながら、わたしたちは決して負けたわけではありません。
司法が、三権分立の砦を守り切れず、政府と原子力ムラに負けてしまっただけのことです。

こんな情けない「決定」を出さざるを得なかつた裁判官のみなさんもさぞや、後味の悪い想いに駆られていることでしょう。

裁判官自らが、法の番人であることを放棄し、国民の権利である基本的人権を踏みにじったのですから・・・

裁判官がつけているバッジは、三種の神器のひとつである八咫（やた）の鏡をかたちどつたものです。

鏡が非常に清らかで、はっきりと曇りなく真実を映し出すことから、八咫（やた）の鏡は、裁判の公正を象徴しているものと言われています。

福井地裁の裁判官のみなさんのバッジは、きっと曇っていたのかもしれません。

わたしたちの弁護団の意見陳述は、どのような秤ではかろうとも、「正義」であり、科学的根拠に基づいたプレゼンテーションは、関西電力をはるかに凌駕するものでした。その真実をどのような天秤にかけてはかれば、このような「決定」を下すことができるのか信じられません。

わたしたちは今日この日の「怒り」をエネルギーにして、「正義は勝つ！」その日まで、さらに闘い続けます。

全国からご支援してくださったみなさま
わたしたちの闘いはこれからも続きます。

転んでも転んでも立ち上がり続けることこそが、市民運動であり、草の根運動の真の姿です。福島原発事故を風化させないために、そしてわたしたちの未来を担うこどもたちに「核のない世界」をプレゼントできるその日まで、ともに闘いぬきましょう。

2015年12月24日

大飯・高浜原発運転差止仮処分申立人一同